（別紙３）

研修実施機関研修実施届出

　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

住　所　〒

 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏 名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の11の３第２項、第147条の11の３第２項及び第149条の16第２項並びに「登録販売者に対する研修の実施要領について」（令和５年３月31日付け薬生総発0331第６号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の別添）（登録販売者に対する研修の実施要領）に基づき、下記のとおり実施する研修について届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 外部研修実施機関 | 名　称 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 法人にあっては代表者氏名 |  |
| 研修実施場所（実施する都道府県名） |  |
| 研修に関する問い合わせ先 | 部署等（担当者氏名） |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |
| 研修の概要が記載されているホームページアドレス |  |
| 備　考 |  |

※記入上の注意

　・用紙の大きさはＡ４とすること。

・欄が不足する場合は別紙とすること。

　・本様式の内容を具備しているときは、任意様式によることができる。

（別紙４）

研修実施機関研修変更届出

　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

住　所　〒

 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏 名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の11の３第６項（第147条の11の３第４項及び第149条の16第４項においての規定により準用する場合をも含む。）及び「登録販売者に対する研修の実施要領について」（令和５年３月31日付け薬生総発0331第６号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の別添（登録販売者に対する研修の実施要領）に基づき、下記のとおり変更の届出をします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 発生年月日 |  |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |
| 備考 |  |

※記入上の注意

　・用紙の大きさはＡ４とすること。

・欄が不足する場合は別紙とすること。

　・本様式の内容を具備しているときは、任意様式によることができる。

（別紙５） 廃止

 研修実施機関研修　 　届出

 　休止

　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

住　所　〒

 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏 名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の11の３第７項（第147条の11の３第４項及び第149条の16第４項においての規定により準用する場合をも含む。）及び「登録販売者に対する研修の実施要領について」（令和５年３月31日付け薬生総発0331第６号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の別添（登録販売者に対する研修の実施要領）に基づき、下記のとおり廃止（休止）の届出をします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 届出年月日 |  |
| 廃止（休止）する年月日 |  |
| 廃止（休止）の理由 |  |
| 備考 |  |

※記入上の注意

　・用紙の大きさはＡ４とすること。

　・休止の場合には、廃止（休止）する年月日欄に「〇年〇月〇日まで休止の予定」と付記すること。

・欄が不足する場合は別紙とすること。

　・本様式の内容を具備しているときは、任意様式によることができる。

（別紙６）

研修実施機関研修再開届出

　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

住　所　〒

 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏 名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の11の３第７項（第147条の11の３第４項及び第149条の16第４項においての規定により準用する場合をも含む。）及び「登録販売者に対する研修の実施要領について」（令和５年３月31日付け薬生総発0331第６号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の別添（登録販売者に対する研修の実施要領）に基づき、下記のとおり再開の届出をします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 届出年月日 |  |
| 再開する年月日 |  |
| 再開の理由 |  |
| 備考 |  |

※記入上の注意

　・用紙の大きさはＡ４とすること。

・欄が不足する場合は別紙とすること。

　・本様式の内容を具備しているときは、任意様式によることができる。